

川崎市建築基準条例第6条第2項ただし書の規定に基づく許可基準 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

新基準 (改正案)	旧基準 (現行)	改正理由。内容
<p>川崎市建築基準条例第6条第2項ただし書許可基準</p> <p>川崎市建築基準条例第6条第2項 地階を除く階数が3以上の建築物の敷地は、道路（法第43条第2項各号<u>      </u>の規定により国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、市長が認定又は許可したものにあっては、当該認定又は許可に係る当該基準に定める空地、道又は通路を含む。第8条において同じ。）に4メートル以上接しなければならない。ただし、市長が敷地の形状又は建築物の規模、構造及び設備により安全上支障がないと認めて許可したときは、この限りでない。</p> <p><b>【許可基準】</b> 川崎市建築基準条例（昭和35年川崎市条例20号。以下「条例」という。）第6条第2項は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第5章第5節（非常用の進入口）の規定を法第43条の趣旨から規制した規定であるため、条例第6条第2項ただし書許可基準は、非常用の進入口の機能</p>	<p>川崎市建築基準条例第6条第2項ただし書許可基準</p> <p>川崎市建築基準条例第6条第2項 地階を除く階数が3以上の建築物の敷地は、道路（法第43条第1項ただし書の規定により国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、市長が<u>      </u>許可したものにあっては、当該<u>      </u>許可に係る当該基準に定める空地、道又は通路を含む。第8条において同じ。）に4メートル以上接しなければならない。ただし、市長が敷地の形状又は建築物の規模、構造及び設備により安全上支障がないと認めて許可したときは、この限りでない。</p> <p><b>【許可基準】</b> 川崎市建築基準条例（昭和35年川崎市条例20号。以下「条例」という。）第6条第2項は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第5章第5節（非常用の進入口）の規定を法第43条の趣旨から規制した規定であるため、条例第6条第2項ただし書許可基準は、非常用の進入口の機能</p>	<p>平成30年9月14日付の条例改正の反映</p>

<p>を確保することを目的として、次に掲げるものとする。</p> <p>1 建築物の階数は、地階を除き3とする。ただし、次に該当する場合は、適用しない。</p> <p>(1) 前面道路の幅員が、原則として6メートル以上であること。</p> <p>(2) 前面道路の敷地側の境界線から第5項に定めるバルコニーまでの距離が、建築物の敷地が道路に接する長さの3倍以内であること。</p> <p>2 建築物の構造は、次によること。</p> <p>(1) 延べ面積が200平方メートル以内の建築物にあっては、耐火建築物、準耐火建築物又は<u>令和元年国土交通省告示第194号第4第1号イ</u>に定める技術的基準に適合する3階建の建築物とすること。</p> <p>(2) 延べ面積が200平方メートルを超える建築物にあっては、耐火建築物又は準耐火建築物とすること。</p> <p>3 建築物の敷地が道路に接する長さは、原則として3メートル以上であること。ただし、次のいずれかに該当するものは、建築物の敷地が道路に接する長さは、2メートル以上とする。</p> <p>(1) 地階を除く階数が3の一戸建ての住宅（兼用住</p>	<p>を確保することを目的として、次に掲げるものとする。</p> <p>1 建築物の階数は、地階を除き3とする。ただし、次に該当する場合は、適用しない。</p> <p>(1) 前面道路の幅員が、原則として6メートル以上であること。</p> <p>(2) 前面道路の敷地側の境界線から第5項に定めるバルコニーまでの距離が、建築物の敷地が道路に接する長さの3倍以内であること。</p> <p>2 建築物の構造は、次によること。</p> <p>(1) 延べ面積が200平方メートル以内の建築物にあっては、耐火建築物、準耐火建築物又は<u>令第136条の2</u>に定める技術的基準に適合する3階建の建築物とすること。</p> <p>(2) 延べ面積が200平方メートルを超える建築物にあっては、耐火建築物又は準耐火建築物とすること。</p> <p>3 建築物の敷地が道路に接する長さは、原則として3メートル以上であること。ただし、次のいずれかに該当するものは、建築物の敷地が道路に接する長さは、2メートル以上とする。</p> <p>(1) 地階を除く階数が3の一戸建ての住宅（兼用住</p>	<p>法改正に伴う所要の整備</p>
--	--	--------------------

<p>宅で兼用部分が50平方メートルを 超えるものを除く)</p> <p>(2) 地階を除く階数が3の延べ面積200平方メートル以内の長屋</p> <p>4 令第126条の6に定める進入口等の開口部を前面道路に有効かつ直接面した位置に設け、かつ、その開口部の前面に避難階又は地上に通ずる避難施設を有する奥行き0.9メートル以上、長さ1.8メートル以上のバルコニーを設けること。</p> <p>5 第3項各号において、次に該当する場合は、前項の規定は適用しない。</p> <p>(1) 前面道路の敷地側の境界線から令第126条の6に定める進入口等の開口部のあるバルコニーまでの距離が、20メートル以下であり、かつ、その開口部の前面に避難階又は地上に通ずる避難施設を有する奥行き0.9メートル以上、長さ1.8メートル以上のバルコニーを設けている場合</p> <p>(2) 前号のバルコニーが、前面道路から直接確認できる位置に消防上有効に設置されている場合</p> <p>(3) 幅員2メートル以上の通路が、前面道路から第1号のバルコニーまで確保されている場合</p>	<p>宅で兼用部分が50平方メートルを 超えるものを除く)</p> <p>(2) 地階を除く階数が3の延べ面積200平方メートル以内の長屋</p> <p>4 令第126条の6に定める進入口等の開口部を前面道路に有効かつ直接面した位置に設け、かつ、その開口部の前面に避難階又は地上に通ずる避難施設を有する奥行き0.9メートル以上、長さ1.8メートル以上のバルコニーを設けること。</p> <p>5 第3項各号において、次に該当する場合は、前項の規定は適用しない。</p> <p>(1) 前面道路の敷地側の境界線から令第126条の6に定める進入口等の開口部のあるバルコニーまでの距離が、20メートル以下であり、かつ、その開口部の前面に避難階又は地上に通ずる避難施設を有する奥行き0.9メートル以上、長さ1.8メートル以上のバルコニーを設けている場合</p> <p>(2) 前号のバルコニーが、前面道路から直接確認できる位置に消防上有効に設置されている場合</p> <p>(3) 幅員2メートル以上の通路が、前面道路から第1号のバルコニーまで確保されている場合</p>	
---	---	--